

平 27 福個答申第 1 号  
平成 27 年 5 月 18 日

福岡市教育委員会 様  
(教育支援部健康教育課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する  
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 27 日付け教健第 1774 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第 76 号

「給食停止による給食費徴収の取消のため、通知した『福岡市学校給食費額決定 (変更) 通知書 (平成〇年〇月〇日付け)』について、開示請求者が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類」の非開示決定処分に対する審査請求

## 答 申

### 1 審議会の結論

「給食停止による給食費徴収の取消しのため、通知した『福岡市学校給食費額決定（変更）通知書（平成〇年〇月〇日付け）』について、審査請求人が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類」に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成 25 年 10 月 3 日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

① 平成 25 年 9 月 24 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「平成〇年〇月〇日付で、私（納付義務者）宛に、市教委教育支援部健康教育課より送付された『給食停止』の通知書について。私が『給食停止』を依頼又は、言及した旨の申請書の開示」（一部表現を補正している。）

② 平成 25 年 10 月 3 日、実施機関は、本件個人情報について、個人情報を保有していないことを理由として、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

③ 平成 25 年 11 月 29 日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 学校から保護者に対して、口頭又は文書による確認も一切せず、保護者に無断で、生徒の給食停止の措置を行った行為に対して、これに係る文書が存在しないことは有り得ない。

② 平成〇年●月●日から請求人の子が欠席したのは、平成〇年度■月より担任教諭から審査請求人の子とは「第三者によるコミュニケーションでの意思疎通を行っていく」と宣言されたためであり、これを長期間にわたって行使され、公然と執拗か

つ過度に肉体的・精神的負荷を与える担当教諭の指導を回避する為である。このような「子どもへの人権侵害」状況下にある学校へ子どもを通わせることは出来ず、欠席させること以外に選択肢が無かった。

- ③ 平成〇年〇月〇日の学校での三者面談の日の際、当該担当教諭は審査請求人からの問いかけにも一言も答えず、何の反応もせず、同席していた別の教諭が対応していた。また、その際担当教諭に対し、「今後も第三者によるコミュニケーションの方法を続行するのであれば、子どもを卒業まで学校に出席させられない」旨、特異な指導方法を改めて、審査請求人の子への人権侵害行為が回避されれば、通常通り登校させられるとの意思を提示している旨を伝えたが、従来通り、一言も発せず、全く反応しなかったため、引き続き、特異な指導方法を続行するのだと判断した。
- ④ 実施機関は給食を停止した理由として審査請求人の子が連続 13 日間欠席を続け、給食を欠食する期間が不明瞭であったと主張するが、欠席が連続 13 日になっていることに対して、担任からの連絡は一切なく（TEL・家庭訪問等々）、当該担任教諭が長期欠席生徒（不登校生徒）への一般的な対処を行っていれば「不明瞭な状態」にはならない。「不明瞭な状態」は、学校側に因るものである。
- ⑤ 実施機関は福岡市立学校学校給食管理規程（以下「給食規程」という。）第 4 条第 6 項に基づく給食停止については停止要件を満たしていると主張するが、本件においては、特異な担任教諭の指導方法と、学校長もこれを黙認していたことが原因にある。このような執拗かつ過度に、肉体的・精神的負荷を与える指導が容認されていることが前提となり、学校側が保護者への確認なしで、給食停止をする場合についても、これに該当するのか。このような場合についても、給食規程第 4 条第 6 項に基づく給食停止に該当するのか。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 26 年 11 月 19 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 審査請求人が述べるところの「給食停止による給食費徴収取消しのため、通知した『福岡市学校給食費額決定（変更）通知書（平成〇年〇月〇日付け）』について、審査請求人が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類」は存在しないことから、本件処分は妥当である。
- ② 学校給食については、すべての児童生徒を対象に実施するものであるが、給食規程に基づき、食物アレルギー等の理由による場合や、病気、事故等により連続 5 日以上（休日及び土曜日を除く。）給食を実施することができない場合については、その児童生徒の保護者等からの申出により、給食の一部又は全部を停止することができる。
- ③ また、給食規程第 4 条第 6 項によると、学校長は、欠食する理由又は期間が不

明瞭のまま連続して7日以上（休日及び土曜日を除く。）欠食した場合は，原則として給食を停止し，速やかに教育委員会への届出及び給食物資の発注停止を行うものとしている。ただし，保護者等からの給食継続の希望があった場合は除いている。

- ④ 本件については，学校長が給食停止を判断した日において，審査請求人の子が連続13日間欠席を続けており，また給食を欠食する期間が不明瞭であったため，学校長が，給食規程第4条第6項に基づき，教頭に指示し，給食停止を行ったものである。
- ⑤ 本条項に基づく給食停止については停止要件を満たしており，また，保護者の申請行為は不要であるため，事務手続上の瑕疵はない。また，審査請求人から給食停止の申請書の提出等を受けた事実もない。

#### 4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して，当審議会は次のとおり判断する。

##### (1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは，実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第18条第1項）。保有個人情報とは，実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した個人情報であって，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関が保有しているものをいい，公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

##### (2) 公文書について

公文書とは，実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真，フィルム及び電磁的記録であって，かつ，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第2条第2号）。

##### (3) 本件個人情報について

本件個人情報は，実施機関が審査請求人の子の給食停止による給食費徴収の取り消しのため，平成〇年〇月〇日付けで審査請求人に通知した「学校給食費額決定（変更）通知書」について，同人が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類であり，同人から提出された文書を実施機関が収受したもの又は同人が口頭で依頼等を行ったことを記載した公文書であると解されるが，実施機関は当該個人情報に係る公文書が存在していないことを理由に本件処分を行っている。

##### (5) 審査請求人の子の給食費の停止に関する経緯について

まず，実施機関が本件個人情報について，保有していないとしているので，当審議会としては，本件個人情報の存否等を判断するにあたり，審査請求人の子の給食費停止に係る経緯を確認する。実施機関によると，次の経緯があったことが認めら

れる。

- ① 審査請求人の子は平成○年●月●日から学校を欠席し始めた。
- ② 同年○月□日に子の保護者である審査請求人が三者面談のため学校に来たが、この時審査請求人は、子を卒業するまで学校に出席させない旨を担任に伝えた。
- ③ 翌日の○月◆日に、同日も審査請求人の子が登校していなかったため、教頭が審査請求人に出欠確認のために電話したところ、審査請求人から学校に出席させない旨の話を受けた。
- ④ そして、同日、校長は、審査請求人の子の欠席が同日時点で連続13日になっており、給食を喫食していない状況が続いていることから、給食規程第4条第6項に基づき、その子について給食停止処理を行った。

なお、上記のうち、ア 審査請求人の子が平成○年●月●日から学校を欠席し始めたこと、イ 同年○月□日に審査請求人が来校して三者面談を行い同人が「子を卒業するまで学校に出席させない旨」を述べたことについては、同人の反論意見書でもその事実を認め、又は事実であることを前提とする記述がある。

(6) 本件個人情報の存否について

- ① 実施機関は、学校給食の停止については、審査請求人の子の欠席が連続13日となったため、給食規程第4条第6項に基づき、その子について給食停止処理を行ったものであり、保護者からの申請等に基づいて行ったものではないため、請求人からの「依頼又は言及した旨の申請書類」は存在しないと主張している。
- ② 本審議会が確認したところ、学校給食の停止に関しては、給食規程第4条に規定されている。
- ③ 同条第4項には、第2項の各号に掲げる者、即ち、第1号「食物アレルギー等の理由により給食の全部又は一部を受けることができない者」、第2号「病気、事故その他の理由により、連続5日以上給食を実施することができない者」又は第3号「その他教育長が給食を実施することが適当でないと認める者」については、「児童又は児童の保護者からの申出により、給食の全部又は一部を停止することができる」と規定されており、この場合は、児童又はその保護者からの申し出があることが前提とされている。
- ④ また、同条第6項は「校長は、欠食する理由又は期間が不明瞭のまま連続して7日以上（休日及び土曜日を除く。）欠食した場合は、原則として給食を停止し、速やかに教育委員会への届出及び給食物資発注停止を行うものとする。ただし、保護者等から給食継続の希望がある場合はこの限りでない」と規定しており、この場合には児童又はその保護者からの申請を前提とせず、校長が決

定するものとされている。

- ⑤ これらの規定からすると、本件の給食停止は、学校において、対象児童の欠席が連続して13日となった平成〇年〇月◆日の時点で、給食規程第4条第6項の規定に基づき給食の停止処理を行ったというものであり、保護者等からの申請等に基づいて行った処理ではないとの実施機関の主張は、是認できる。
- ⑥ なお、審査請求人は審査請求書の中で「口頭又は文書による確認も一切せず、保護者に無断で、生徒の給食停止の措置を行った行為に対して、これに係る文書が存在しないことは有り得ない」と述べているが、このような記述は本件の給食停止措置について審査請求人からの文書又は口頭による申請がなかったことを裏付けているものといえ、審査請求人からの「依頼又は言及した旨の申請書類」が存在しないものと認められる。
- ⑦ 以上から、本件個人情報が存在していることを裏付ける事情は認められないため、本件処分は妥当なものと判断する。

(7) その他の主張について

なお、審査請求人は、本件の給食停止措置が行われた原因として、請求人の子が学校を欠席せざるを得なかったことなどを種々主張しているが、これらは本件個人情報の存否の判断とは関係なく、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年12月27日	実施機関から諮問
平成26年 3月20日	実施機関から弁明意見書を受理
平成26年 5月 8日	審査請求人から反論意見書を受理
平成26年11月19日（第151回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成26年12月17日（第152回不服申立て部会）	審議
平成27年 4月22日（第156回不服申立て部会）	審議